

『令和8年度 下呂市建築物アスベスト対策 事業費補助事業』のしおり



© 岐阜県

※事前相談は、年中受付しています！

下 呂 市

1. 補助制度の内容

この制度は、民間建築物において行われる吹付けアスベスト含有調査に要する費用に対し、支援を行うものです。

2. 対象となる建築物

アスベスト含有の吹付け建材が施工されているおそれがある建築物。
戸建て住宅も対象となります。

【留意事項】

- ◆見た目が吹付け建材に似ているフェルトンやアスベスト形成板等の吹付けられていないものは補助対象外となります。
- ◆吹付けアスベスト等とは、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール（含有するアスベストの重量が当該建築材料の0.1%を超えるもの）をいいます。
吹付けバーミキュライト（ひる石吹付け）、パーライト吹付け、アスベスト形成板等の非飛散性アスベストは補助対象外となります。

3. アスベストの種類

分類	石綿名	備考
蛇紋石系	クリソタイル（白石綿）	主要3種
角閃石系	クロシドライト（青石綿）	
	アモサイト（茶石綿）	
	アンソフィライト	従来は「国内では使用されていないとされていない」とされた種類
	トレモライト	
	アクチノライト	

4. 助成を受けられる方（補助対象者）

次の各要件を満たす方が補助の対象者となります。

- ① 対象建築物の所有者又は管理者
- ② 市税等の滞納がない方

5. 対象となる調査

次の各要件を満たす調査が補助対象となります。

- ① 岐阜県労働局に登録された作業環境測定機関または市長が適当と認める分析機関において行われる調査
- ② 「建材中の石綿含率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号厚生労働省労働基準局長通達）により示された方法で行う調査
- ③ 「建築物石綿含有建材調査者」が行う調査

6. 補助金の額

補助対象事業費	補助率	補助限度額
1 棟当たり 25 万円 または 吹付けアスベスト含有調査に係る費用 （分析機関に対して支払う費用）の いずれか少ない額	10/10	最高 25 万円

注 1）消費税は補助対象外となります。

注 2）補助金については、千円未満の端数は切り捨てとなります。

注 3）補助対象事業費が上記限度額を上回った場合、上回った部分については自己負担となります。

7. 注意事項

- ・ 工事は下呂市建築物アスベスト対策事業費補助金交付決定通知書を受理したあとに行ってください。補助金交付決定前に行われた調査は補助が受けられません。

8. 助成の申請手続き

① 吹付けアスベスト調査の相談

下呂市役所住宅対策課窓口で吹付けアスベスト調査費補助の相談を受付けています。
補助対象になるか、補助申請手続きの説明を行っていますので、お気軽に相談ください。

【留意事項】

◆対象となる建築物の資料（図面・使用されている室の写真）をご持参ください。

② 建設総務課からの情報提供

アスベスト対策事業費補助事業の手続き書類をお渡しします。

③ 調査機関（業者）への見積依頼

分析調査を行う調査機関（業者）へ調査費の見積を依頼し、見積書を受理してください。

【留意事項】

◆次の①～③に該当する調査となるよう、事前にご確認ください。

- ①岐阜県労働局に登録された作業環境測定機関または市長が適当と認める分析機関
- ②「建材中の石綿含率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された方法で行う調査
- ③「建築物石綿含有建材調査者※」が行う調査
※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

④ 調査見積書の受取り

見積を依頼した調査機関（業者）から、見積書の内容について説明を受けてください。

【留意事項】

◆不明な点は十分に説明を受け、内容について承諾されることが必要です。

【留意事項】※施工業者様

◆見積書作成について

- ・見積書の宛名は建物所有者（＝補助申請者）となるよう作成ください。
 - ・可能な限り「一式」とならないよう、工種別の細目表記をお願いします。
 - ・消費税相当額が含まれるか・いないかの表示をお願いします。
- その他ご不明な点は下呂市役所住宅対策課へお問い合わせください。

⑤ 補助金交付申請書の提出

住宅対策課に『下呂市建築物アスベスト対策事業費補助金交付申請書』（様式第1号）を提出してください。

【留意事項】

◆「下呂市建築物アスベスト対策事業費補助金交付申請書」には次の書類が必要です。

- ・建築物の案内図（周辺地図）
- ・平面図
- ・現況写真（外観・対象部位・露出状況がわかるもの）
- ・建築物石綿含有建材調査者の講習修了証明書の写し
- ・調査の見積書・内訳書の写し
- ・所有者のわかるものの写し（登記済証、納税義務者証明書等）
- ・市税納税証明書（完納証明書）

＜共同住宅の場合＞

- ・管理組合の代表者であることを証するもの
- ・調査を実施するに至った合意形成の方法及び居住者への周知方法を確認できるもの

⑥ 交付決定通知書の送付

交付申請書の内容確認後、適当と認められた場合は『下呂市建築物アスベスト対策事業費補助金交付決定通知書』を送付します。

【留意事項】

- ◆ 交付申請書の内容確認に数日を要します。ご了承ください。
- ◆ 必要に応じて申請者様等へ問合せ・現地調査を行う場合があります。ご協力をお願いします。
- ◆ 内容によっては補助対象外となる場合があります。

⑦ 調査の実施

分析調査を行います。

【留意事項】

- ◆ 内容を変更・中止する場合には届出をしてください。（下呂市建築物アスベスト対策事業費補助金交付変更申請書等が必要です。）

⑧ 調査の完了

工事が完了したら、施工業者より吹付けアスベスト含有調査に係る資料を受取ってください。

- 【留意事項】※調査機関様
- ◆調査報告書の提出をお願いします
(採取箇所等が分かる資料を添付ください)

⑨ 調査費の支払い

調査費について調査機関（業者）へ支払を行います。

- 【留意事項】
- ◆補助額を含む全額を業者にお支払ください。
 - ◆領収書を受領してください。（支払者＝補助申請者＝建築物所有者となります）
 - ◆口座振込の場合は振込通知書を保管ください。

⑩ 実績報告書の提出

住宅対策課へ『下呂市建築物アスベスト対策事業費補助金完了実績報告書』（様式第7号）を令和9年1月末日までに提出してください。

- 【留意事項】
- ◆「下呂市建築物アスベスト対策事業費補助金完了実績報告書」には、次の書類添付が必要です。
 - ・調査報告書の写し
 - ・領収書又は振込通知書の写し
 - ・内訳書の写し

⑪ 補助金確定通知

書類審査後、適当と認められた場合『下呂市建築物アスベスト対策事業費補助金確定通知書』を送付します。

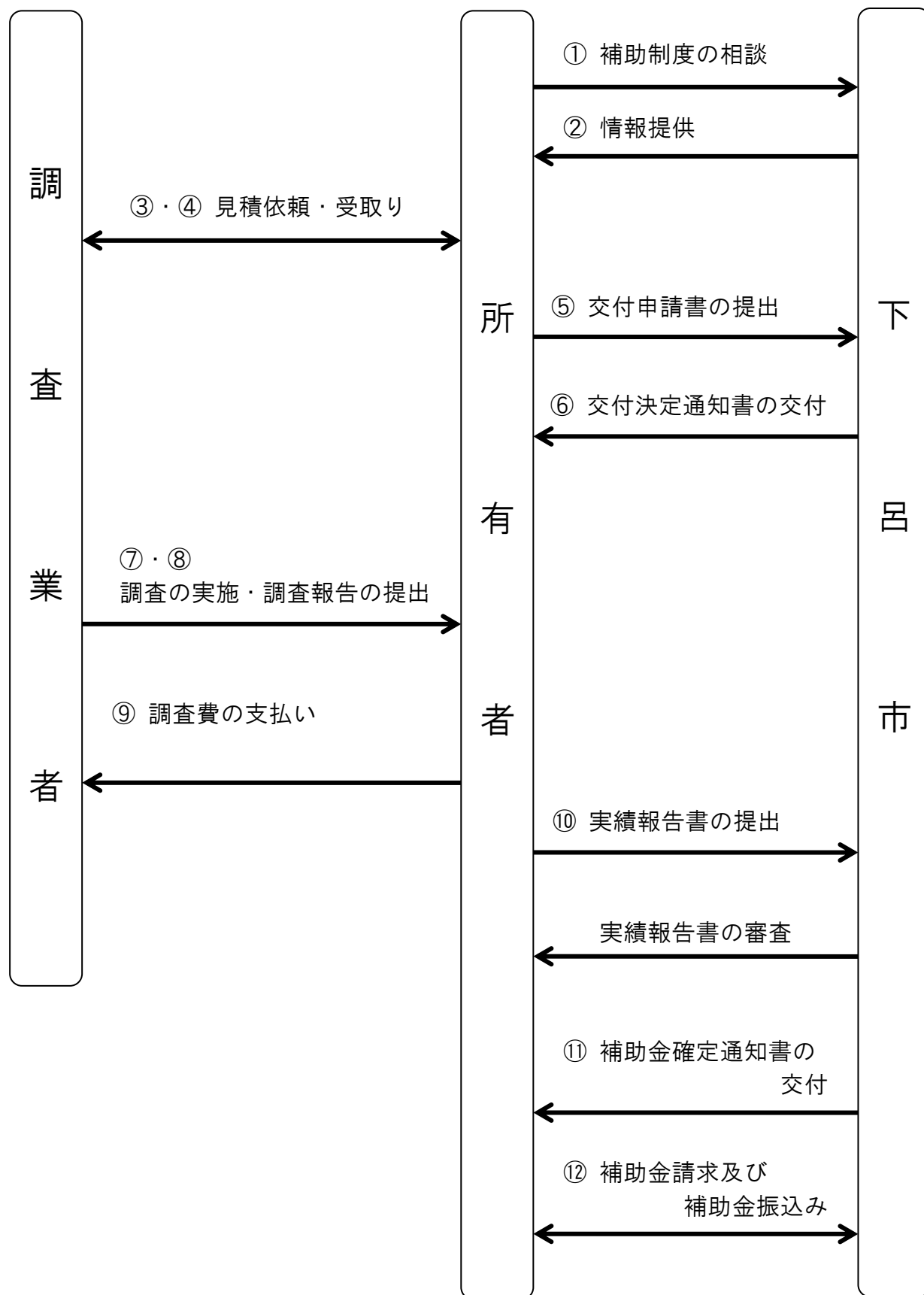
- 【留意事項】
- ◆下呂市役所住宅対策課職員が現地確認を行う場合があります。その際にご協力をお願いします。

⑫ 請求書の提出、補助金の交付

『下呂市建築物アスベスト対策事業費補助金交付請求書』（様式第9号）を提出ください。
あなたの口座へ補助金が振り込まれます。

- 【留意事項】
- ◆請求書が提出されてから補助金が振り込まれるまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

建築物アスベスト対策事業費補助事業の流れ



下呂市建築物アスベスト対策事業費補助事業に関する窓口

〒509-2295 下呂市森 960 番地（下呂庁舎 1 階）

下呂市役所市民生活部住宅対策課

電 話：0576-24-2222（内線172）